

**自**民党総裁選挙で河野太郎氏は、「年末調整を廃止し全納税者が確定申告する」という公約を公表し、年末調整や確定申告のあり方がマスコミで議論となった。総裁選には勝てなかったが、河野氏の提起した税務申告のデジタル化、とりわけ日本版記入済み申告書の進展やそれによるデジタル・セーフティネットの構築などは重要な課題で、今後も議論を続けていく必要がある。

年末調整廃止の論拠は次のとおりである。納税は国民に課された義務であり、自ら税額を確定することにより納税者としての意識や権利が自覚される。年末調整で申告不要になっているサラリーマンは、自ら支払っている税額がいくらかの自覚は低く、このことがタックスペイヤーとしての意識の欠如や、無駄な歳出に対する批判精神を失わせている、とする。多分に感覚的な指摘だが、自らの納税額を確定し知ることにより、税や税の使い道への意識が高まるという点はそのとおりだ。また年末調整が、税制の複雑化に伴い事業者に過重な負担になっているとともに、従業員のプライバシー侵害の問題を引き起こしかねないという点も廃止論の理由だ。

これに対し給与所得者は税に関する知識や事務処理能力が十分でなく、申告の手間が生じないようにすべきだという反論や、全員申告となれば税務署に大勢が押し寄せて取捨がつかなくなるという議論がある。

しかし河野氏の主張は、マイナンバー制度のマイナポータルとe-Taxのデータ連携により簡単に税務申告を行うことが可能になるという状況を踏まえての議論なので、この反論は意味をなさない。将来的にはAIを活用したアドバイス機能の整備・充実も可能になるだろう。

北欧をはじめ多くの欧州諸国では、「記入済

み申告書」により全員申告を行っている。税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された所得金額や源泉徴収額などをあらかじめ申告書に記入し、納税の過不足額も計算した上で納税者に送付し、納税者は内容を確認、必要に応じ修正して申告が終了する。

わが国でも、国税庁が2023年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」の中に、「日本版記入済み申告書（書かない確定申告）」として、

「申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します」と明記されている。また令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現するとしており、給与所得者が自ら申告をすることのハードルは低くなっている。

日本版記入済み申告書

は、確定申告が必要なフリーランスやギグワーカーにも活用できるので、彼らの申告は実額の経費を除き大幅に簡素なものになる。収入情報を発注先やプラットフォームから、データ連携により自らのマイナポータルで受け取り、それを申告につなげられるようにすれば、納税者、事業者、税務署のコストは軽減される。

最も重要なことは、申告で得られる所得データを社会保障官庁と連携させ、セーフティネットに活用することだ。手薄なギグワーカーのセーフティネットの拡充や、いまだ住民税非課税世帯というアナログ基準の給付金を見直し、効果的・効率的なデジタル・セーフティネットに替えることができる。デジタル化の進展を税務だけでなく社会保障に活用するという大きな視点で考える必要がある。

連載

第  
212  
回

年末調整の廃止と記入済み申告制度

# 税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹